

協調会農村課長松村勝治郎 についての一考察

横関 至

はじめに

- 1 協調会農村課員の時期
- 2 協調会農村課長時の調査・研究
- 3 農村課長時代の所説
- 4 協調会大阪支所長から協調会常務理事へ

おわりに

はじめに

本稿の課題は、協調会の活動内容を明らかにする作業の一環として、1931年6月から1936年1月まで協調会農村課長であった松村勝治郎の活動内容と主張の概要を明らかにすることである。

協調会農村課は1923年4月に設置された。「本年4月より各課の分掌事務を整理し、従来の庶務会計の二課を併合して総務課とし、情報課に属したる小作争議及農業労働に関する事務の為に農村課を新設」(「協調会報」『社会政策時報』33号、1923年5月号、197頁)した。農村課の調査内容は、詳細の判明する1926年度、1928、1929年度から見る限り、調査項目は小作争議から農家経済、農村社会立法まで多岐に亘っている。また、諸外国の事例研究もなされている。そして、重点項目は、小作争議関連の調査であった(拙稿「解説 農村課の組織と調査活動」法政大学大原社会問題研究所編『協調会史料 都市・農村生活調査資料集成』柏書房、2001年、1巻所収)。この農村課は、労働課とともに、1936年に消滅した。「在来の総務課、労働課、教務課、農村課の5課(ママ)を整理統合して新たに総務部、調査部、産業福利部の三部制とした」(『社会政策時報』1936年4月号、4頁および「協調会」偕和会『協調会史』1965年、77頁)。

松村勝治郎は、20年余協調会に所属し農村課員から農村課長心得、農村課長、協調会大阪支所長を経て1943年には協調会常務理事となり、1946年の協調会解散時点で常務理事であった協調会生え抜きの人物であり、協調会農村課分析に不可欠の人物の1人である。

分析に際しては、協調会の職員は調査の素人であり調査結果の学問的意義は低いとする議論の正否を問うことを1つの主眼点とする。

1 協調会農村課員の時期

松村勝治郎は、1896（明治29）年に福井県で生まれ、東京帝国大学独法科を卒業した（『昭和16年毎日年鑑 別冊 日本人名選』大阪毎日新聞社、1940年）。東京帝国大学での同年卒業に椎名悦三郎、重政誠之、村田五郎がおり、1、2年先輩には湯河元威、周東英雄、梶原茂嘉、そして1、2年後輩に佐藤栄作、柏原兵太郎、町村金五、灘尾弘吉、古井喜実、栗原美能留がいた（戦前期官僚制研究会編、秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、1981年）。いずれも、戦時下の高級官僚となった人物である。松村は、前掲の『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』所収の合格者名簿には記載されておらず、高等文官試験合格者ではなかった。

松村が協調会に入ったのは、1923年である。「大正12年に学窓（東大法学部）を巣立って大学院に籍を置きながら協調会に入った（松村勝治郎「吉田さんは生きておられる」吉田茂伝記刊行編輯委員会『吉田茂』1969年、486頁）。誰の紹介で協調会に入ったかは不明であるが、当時唯一人の常務理事であった添田敬一郎とは同郷で、大学も同じ（添田は25歳年上で、1871年に東京帝大英法卒）であったことが注目される。

松村の最初の配置先が農村課であったかどうかは、不明である。東京帝国大学独法科を卒業した松村は、農業を専門的に学んではいない。何時から農村課に属し、どの調査から関与したのかも、不明である。松村の名前が『社会政策時報』に初めて出たのは、同誌77号（1927年2月）であった。協調会農村課の「大正15年度農村問題概況」の全7項目のうち、4項目の執筆を担当した。担当項目は、「2 小作組合及地主組合」、「3 小作調停」、「4 小作人団体の小作立法運動」、「5 農民の政治運動」であった。個人名の論文の『社会政策時報』初掲載は、「小作に関する民事訴訟事件の概観」（『社会政策時報』79号、1927年4月）であった。これ以降、小作権研究や小作争議調査を中心とする調査活動の結果をまとめた論文を次々と発表した。

「我国に於ける小作権に就いて（上）」（『社会政策時報』83号、1927年8月）

「我国に於ける小作権に就いて（中）」（『社会政策時報』84号、1927年9月）

「我国に於ける小作権に就いて（下）」（『社会政策時報』85号、1927年10月）

「最近に於ける岐阜県下の小作争議」（『社会政策時報』90号、1928年3月）

「小作争議地に於ける農村事情の変化（1）小作争議の教育に及ぼしたる影響

木崎村事件と新潟高等農民学校」（『社会政策時報』94号、1928年7月）

「小作争議地に於ける農村事情の変化（5）小作争議の農村自治に及ぼしたる影響

群馬県新田郡強戸村」（『社会政策時報』98号、1928年11月）

「我邦に於ける小作協約に就いて」（『社会政策時報』101号、1929年2月）

「昭和4年度小作争議並に農民運動概観」（『社会政策時報』113号、1930年2月）

「秋田県前田村の小作争議概要」（『社会政策時報』114号、1930年3月）

「農村に於ける労資提携の一事例」（『社会政策時報』120号、1930年9月）

これらの論文のうち、幾つかは刊行された。単著としては『最近に於ける岐阜県下の小作争議』（協調会農村課、1928年）、共著として協調会農村課『小作争議地に於ける農村事情の変化』（1928

年、「小作争議の教育に及ぼした影響 新潟県木崎争議」,「小作争議の農村自治に及ぼした影響 群馬県強戸村」を担当。法政大学大原社会問題研究所編『協調会史料 都市・農村生活調査資料集成』柏書房,2001年,8巻所収)が、それである。

前述のように、農村課の調査項目のなかでも重点項目は小作争議関連の調査であった。松村は、その重点項目の調査に従事していた。しかも、松村が調査を担当した地域・争議は岐阜県,群馬県強戸村,新潟県木崎村争議,秋田県前田争議と、いずれも代表的なものであった。

調査のときには、他の課員と同じく、農民運動指導者からも事情を聞いている。群馬県強戸村の調査に際して、著名な農民運動指導者の須永好に資料提供を求め組合幹部と懇談している。『須永好日記』1928年8月4日の条には、「午後は協調会の松村勝治郎君が来たので産業組合と農民組合の調査資料を提供し、夜は松村君の組合幹部の懇談会を催す」(須永好日記刊行会編『須永好日記』光風社書店,1968年,126頁)と記されている。

2 協調会農村課長時の調査・研究

1930年4月14日に農村課長太田利一が辞任し、松村は農村課長心得に就任した(「協調会消息」『社会政策時報』106号,1930年5月,311頁)。翌1931年5月9日に、吉田茂が協調会常務理事として着任した(「協調会消息」『社会政策時報』129号,1931年6月,311頁)。吉田は、内務省社会局長官として労働組合法立案に関与した人物である。同年6月3日に農村課長心得参事であった松村は、農村課長に任じられた(「協調会消息」『社会政策時報』130号,1931年7月号,187頁)。

新任の常務理事吉田茂は、協調会の従来の方針の転換を図った。吉田の着任時に情報主任係長であった内藤義弘の回想によれば、「添田さんの時代は、どっちかという、起きた争議をうまく片づけるということだったんですが、吉田先生は、争議をさせないように、お互いの話し合いの広場を作っていくというようなお考えだった」(前掲『吉田茂』170頁)。活動の柱は、時局対策委員会による政策の「立案,建議」(前掲『吉田茂』64頁)と「川口を中心として展開された産業平和運動と埼玉県井泉村の農村調査,指導」(同上,65頁)であった。協調会の調査・研究の新たな重点項目として、農村経済更生問題,満州移民,東北農業が据えられた(前掲拙稿「解説 農村課の組織と調査活動」)。こうした調査活動や講演,農民組合幹部との懇談会等が、松村農村課長の下で展開された(同上)。

なお、この期間の特徴的なこととして、石黒農政と協調会との深い関わりという事があげられよう。まず、かつて小作法案立案を推進し今や農林官僚の頂点に立っていた石黒忠篤農林次官が1932年10月25日に協調会の役員(評議員・常議員・理事)となった(「協調会消息」『社会政策時報』147号,1932年12月号,211頁)。このことは、協調会が労働問題に重点をおいていた時期との違いを明瞭に示している点でも、内務省のみでなく農林省の高級官僚も協調会の役員として協調会に関与しはじめたことを示している点でも注目に値する。さらには、協調会時局対策委員会で提起されたこと(高橋彦博「協調会の調査事業」前掲『協調会史料 都市・農村生活調査資料集成』1巻,22頁)が、石黒次官のもとで展開されていく農村経済更生運動や満州移民推進策と重なり合っていたことである。石黒農林次官も、役員就任前の1932年6月13日に、協調会の時局対策委員会で農民

の窮状につき報告し、質疑応答をおこなっていた（『協調会消息』『社会政策時報』142号，1932年7月号，190頁）。石黒が理事を辞任したのは，1934年7月28日である（『協調会消息』『社会政策時報』168号，1934年9月号，196頁）。

松村は，この課長時代に多数の著書と論文を発表した。

著書には，次のようなものがある。

- 『小作権に関する研究』（労働公論社，1931年）
- 『小作問題と小作協約』 協調会農村課（『社会政策時報』132号，1931年9月，別刷）
- 『我農業と満蒙移民』 協調会農村課，1932年，協調会農村課『農村問題資料』101輯（『社会政策時報』140号，1932年5月，別刷）
- 『東北三県の窮乏状態』（社会政策学院，1934年）
- 『農村更生問題と小作問題』（岩手県社会事業協会発行，1935年）
- 『最近の農民運動と小作争議の概要』（農業経済学会，1935年）
- 『村の若人に贈る』（淡交会，1936年，井泉村の青年にむけて）
- 『農村工業』（日本評論社，1936年，日本農業全書 2）
- 『農村更生と農村調査』 青年教育普及会，1936年

論文は，『社会政策時報』に掲載されたものだけでも，次のように多数である。

- 「農村窮乏に関する多少の考察」（『社会政策時報』130号，1931年7月）
- 「農村不況に就いて」（『社会政策時報』134号，1931年11月）
- 「新刊紹介 田村浩著『農漁村共産制の研究』（『社会政策時報』137号，1932年2月）
- 「小作問題を中心に観たる農民思想」（『社会政策時報』154号，1933年7月）
- 「重要農村問題管見」（『社会政策時報』160号，1934年1月）
- 「秋田県西目村の新経済政策と其实績」（『社会政策時報』163号，1934年4月）
- 「東北問題に対する若干の対策」（『社会政策時報』174号，1935年3月）
- 「東北6県北海道農学校長会議の概要」（『社会政策時報』178号，1935年7月）
- 「小作法制定の急務」（『社会政策時報』183号，1935年12月）
- 「福島県下の小学教員俸給支払延滞に就いて」（『社会政策時報』184号，1936年1月）
- 協調会農村課「昭和6年度に於ける農政問題の回顧」（『社会政策時報』137号，1932年2月，「小作法案の推移」を担当）
- 協調会農村課「昭和7年度農村問題概観」（「序論」を担当）（『社会政策時報』149号，1933年2月）
- 協調会農村課「最近の農村社会事情」（『社会政策時報』172号，1935年1月，「はしがき」，「北海道の作況と小作問題」を担当）

その他，協調会農村課『更生農村の模範的事例』1934年には，協調会農村課長松村が「各地講演の途次観察せしものを取纏めたもの」が含まれている（前掲『協調会史料 都市・農村生活調査資料集成』9巻所収）。

3 農村課長時代の所説

松村勝治郎の所説を鮮明に提示している重要な論文が2本ある。「重要農村問題管見」(『社会政策時報』160号, 1934年1月。1933年12月5日執筆)と「小作法制定の急務」(『社会政策時報』183号, 1935年12月。1935年11月17日執筆)である。

まず, 1933年12月に執筆された「重要農村問題管見」では, 農村問題の重要性を識者に訴えた。「非常時日本の雰囲気には於ては小作問題は事実以下に過小評価せられ勝ちである」(『社会政策時報』160号, 83頁)が, 「併しながら小作問題は果して鎮静に歸したであらうか」(同上)として, 「為政家も識者達も小作問題の現状とその将来についてもっと真剣に考究して頂かねばならぬ」(同上)と述べている。その上で, 「農村問題の核心は農耕地問題であり, 従って又農村人口問題でもある」(同上, 78頁)との見解が示される。言葉を代えて, 次のようにも表現される。「我国に於ける耕地が甚だ狭小であつて, 農家一戸当たりの耕地面積が田畑を合して1町1反足らずであるといった過小農状態が, 人口の過剰であるといふ事実と相俟て, 現下農村問題の核心をなしている」(同上, 80頁)と。その核心問題への対処として, 「農民の移植民事業」が提起される。「農村過剰人口若くは失業帰村者」に対して「最も適切であり可能性もあるものは農民の移植民事業であらう」(同上, 79頁)と。他方, 所謂更生運動との関係については, 次のように述べるのを忘れない。「一家の労働力を活用するに足るだけの耕地面積を有せざる農家, 端的に申さば過小農が圧倒的多数を占めているといふことは, 何と謂つても我農村窮乏の経済的主因と目さねばなるまい。故に農村問題対策として若しこの点を無視し軽視したならば, 凡百の匡救事業も, 所謂更生運動も結局一時の彌縫策たるに過ぎないであらう」(同上, 77 - 78頁)と。

では, 現状はいかがなものか。松村は, 「如之, 資本主義の類勢は小作問題を一層激化せしめんとしつつある」(同上, 83頁)として, 小作争議の質が変化し「従来の如き小作料減免問題を中心とした争議が, 今や土地返還を中心とする争議に一転しつつある事を示している」(同上, 85頁)と判断し, 地主对小作人の関係が抜き差しならない段階に到達していると結論づけた。「然るに今日では最早さうした余裕を失くしただけに, 妥協の余地は著しく狭められて来た。言ひ換へれば地主对小作人の関係は最後のどたん場迄追ひつめられたのである」(同上, 84頁)と。

これら争議のあり方との関連で, 現行民法の問題点を指摘した。「現在の如く所有権の強度の尊重は種々の利益もある代りに, 幾多の弊害を齎すのである」(同上, 80頁)。「例えば土地の所有者とその耕作者とが別々の人格者である場合に於て, 小作条件がとかく地主の利益本位に定められる結果, 耕作者たる小作人の手から当然その所得となるべき労働報酬迄も奪はれて仕舞ふ場合もないではない」(同上)と。そうした認識にもとづいて, 「公正なる小作法の制定」を提言する。「平穏なりし農村社会を陰惨な暗雲で蔽ふことともなる」理由について, 「之を法律上より見れば, 現行民法の諸規定が小作関係の實際を律するに適せざると, 余りに土地所有権の保護に偏したためであつて, 公正なる小作法の制定こそ眼前焦眉の急務であらねばならぬ」(同上, 85 - 86頁)と。

こうした争議分析, 民法批判から, 次のような重大な問いかけがなされることとなる。「端的に謂へば従来の土地制度に若干の修正を加ふべき時期が到来しつつあるのではあるまいか」(同上, 85頁)と。その「修正」の3つの方向性が示される。「即ち(イ)自作農地の維持創設に主力を注

ぐか、(ロ)小作権の確立其他小作制度の合理化に精進するか、それとも一躍して(ハ)耕地の社会化を主張するか、その当否は茲に言及せざるも、要は我国情に即したる土地問題の解決を図るべきである」(同上)。その上で、「小作関係の実体を規定する合理的小作法の制定こそは、小作組合法の制定と共に、目下の急務であらねばならぬ」(同上)との主張が示される。

こうした議論の根底には、次のような基本的発想が存在した。「惟ふに、小作人の生活が経済的に恵まれ、その地位が法律的に安定されない限り、全国各地の農村に於けるこの種の混乱は根絶し得ないであらう」(同上、86頁)と。

次に、1935年11月に執筆された「小作法制定の急務」では、「今こそ小作法制定の絶好機であらうと思はれる」(『社会政策時報』183号、14頁)との認識が示される。その理由の1つは、農民運動が「漸次穩健化」し「近時著しく合法化しつつある」ことであった。1920年代には「事実、私共も其当時、農民組合の年次大会を傍聴したり、各地に頻発した大争議地を踏査して、余りにも濃厚なる鬭争的色彩と、表面的流行運動に過ぐる事を農民運動の健全なる発達のために深く嗟嘆したものである」(同上、16頁)が、「然るに、今や各自其の目標を確認すると共に、分裂整理せられて漸次穩健化し、一方政府、関係諸団体、理解ある地主並に農民組合幹部等の努力によりて、近時著しく合法化しつつある事は悦ばしい次第である」(同上)。「さり乍ら、之がために小作法制定を必要としないかと云ふに、決して左様ではない。加之、今こそ小作法制定の好機であるとも見られやう」(同上、17頁)。第2の理由は、争議の質が変化したことであった。「殊に注目すべきは近年に於ける土地返還争議の激増」(同上)であり、「此の種争議は小作人としては、往々にして生活の基礎を破壊せらるる事ともなるのであるから、勢ひ争議も深刻化する場合が多い」(同上)。土地返還争議の原因は「農村不況の深刻化」(同上、18頁)であるが、「小作に関する現行法制の不備欠陥に由来するものも少なくない」(同上、19頁)と見なす。その上で、松村は現行民法が「地主本位」のものであると批判する。「要するに、之を法律上より觀れば、現行民法の規定が(1)小作関係の實際を律するに適せざること、(2)余りに土地所有権の保護に偏した地主本位のものであって、往々にして小作人を不当に圧迫する嫌ひのあることなどが数へられやう」(同上)。松村は、争議の調停では問題の解決にはならないと主張する。「争議の調停は畢竟するに一個の応急策であり、对症療法であって、最近益々複雑化し、深刻化せる小作問題の対策としては充分なる成績を挙げ得ないのである。勿論それには調停法自体の欠陥もあるけれども、就中主たる原因は小作関係を律する実体法たる小作法を欠いたことである」(同上、20頁)と。そうして、小作法、小作組合法の必要性を次のように強調する。「現下の小作問題に対する方策としては経済上、社会上其他各般の施設を講ずべきは言を俟たざるところであるが、就中法制的方面に於ては調停法の改正は固より、更に一步を進めて小作制度の合理化並に小作人の地位を確保するために小作法を制定する事及び地主小作人の社会的関係を改善する為に小作組合法を制定することなどが最も喫緊にして且つ最も適當なる対策だと考へられる」(同上)と。こうした立場から、小作法制定を阻害した政治家の責任に言及した。「内閣が代われれば1日の早きを要する本案の如きでさへ反対党内閣の所産なるの故を以て捨てて顧みられないと云った様な態度は、果たして責任ある政治家の採るべき態度であらうか」(同上、23頁)と。

松村の基本的発想は次の様なものであった。「蓋し、小作人の生活が経済的に恵まれ、その地位

が法律的に安定されない限り、農村に於けるこの種の混乱は根絶し得ないからである」（同上、20頁）。これは、前論文（「重要農村問題管見」）とほぼ同様の表現である。

この2つの論文から、松村の所説を次の3点にまとめることができる。

1つは、「小作人の生活が経済的に恵まれ、その地位が法律的に安定されない限り」争議は「根絶し得ない」との基本的発想を有していたことである。この見地から、小作法、小作組合法の必要性を説いた。その際、「地主本位」であるとして現行民法を明確に批判し、小作法制定を阻害した政治家の責任に言及した。

2つは、「農村問題の核心は農耕地問題であり、従って又農村人口問題でもある」との見解を提示した。この根本的な問題を看過して満州移民や経済更生運動を展開してはならないと説いた。

3つめは、「端的に謂へば従来の土地制度に若干の修正を加ふべき時期が到来しつつあるのではあるまいか」との表現にみられる如く、土地制度そのものの検討の時期が到来しているとの現状認識をも持っていたことである。長く争議の調査に従事してきた松村が、小作料減免から土地返還争議へと争議の質が変化していることに着目して、導き出した結論である。その上で幾つかの可能性を提起し、小作法、小作組合法の必要性を説いた。

ところで、前農村課長の太田利一も小作法、小作組合法の必要性を説き、現行民法の問題点を指摘していた。例えば、「耕作権の保障と小作組合法」（『社会政策時報』52号、1925年1月）や「小作法に対する根本的態度」（『社会政策時報』74号、1926年11月）が、その代表的な論文である。歴代の農村課長が小作法、小作組合法の必要性を説いていた点は、協調会農村課の性格を規定する上で看過し得ない出来事である。両者の議論の比較検討は、今後の検討課題としたい。

松村の議論は、前農村課長の提言を継承しつつ、土地制度そのものの検討の時期が到来しているとの新たな情勢認識の下に提唱されたものであった。

4 協調会大阪支所長から協調会常務理事へ

1936年1月27日、松村農村課長は協調会大阪支所長に転任となった（『協調会消息』『社会政策時報』186号、1936年3月号、186頁）。これは、突然の転任であった。松村は自著の序文に「本書を執筆中突然大阪に転任せねばならなくなり」云々と記している（『農村工業』日本評論社、1936年）。何故こんなに急であったのか、不明である。

同年3月には、組織改組により、農村課と労働課が消滅した（『社会政策時報』1936年4月号、4頁および『協調会史』77頁）。何故、2つの課が消滅することになったのかは、不明である。

協調会大阪支所長としての松村は、労働問題にも関与し、講演や執筆をおこなった。この時期、次のような著書を発表している。

『農村問題二就而』（大阪府警察部、1936年）

『農村に於ける過剰労力と女工募集問題』（紡織通信社、1937年）

『随感 その折々』（淡交会発行、1938年）

『傷痍軍人の厚生問題』（労務管理研究会、1940年）

『厚生運動の見地より観たる産業報国運動』（労務管理研究会、1940年）

『戦時下に働く婦人』(協調会大阪支所, 1940年)

『労務者の文化的な生活指導の指標』(労務管理研究会, 1941年)

『現戦時下に於ける労務者の育成』(労務管理研究会, 1942年)

1943年9月には、協調会常務理事に就任した(『協調会史』107頁, 149頁)。就任時から敗戦にかけての時期には、東京帝国大学での同期生や1, 2年後輩が高級官僚として活動していた(前掲『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』)。同期生の椎名悦三郎は1941年10月に商工次官, 1943年11月に軍需省総動員局長, 重政誠之は1944年2月に農商次官, 村田五郎は1943年4月に情報局次長であり, 1年後輩の柏原兵太郎は1944年9月に大日本産業報国会理事長, 町村金五は1943年4月に警保局長, 1945年4月に警視總監, 灘尾弘吉は1945年4月に内務次官, 2年後輩の古井喜実は1944年に警保局長, 1945年8月に内務次官, 栗原美能留は1942年1月に大日本翼賛壮年団理事であった。このうち, 椎名悦三郎, 重政誠之, 柏原兵太郎らは岸信介を中心とする官僚グループに属していた(岸信介, 矢次一夫, 伊藤隆『岸信介の回想』文藝春秋社, 1981年, 19-22頁, 38-39頁, 51頁)。こうした人間関係が松村の協調会常務理事としての活動にどのような影響があったのか, これは今後の検討課題である。

1946年7月の解散時点で, 松村は常務理事であった(『協調会史』130頁)。協調会解散後は, 「吉田内閣の和田農林大臣らの推挽」で「農地改革の推進役(農林省農地事務局長)を仰せつかって, その完遂に微力をいたした」(松村勝治郎「吉田さんは生きておられる」, 前掲『吉田茂』486頁)。この点について, 農林水産省百年史編纂委員会編纂『農林水産省百年史』(農林水産省百年史刊行会発行, 1981年, 293頁)には, 「熊本農地事務局長 松村勝治郎」と記されている。任期は, 1946年11月6日から1949年6月1日までであった。その後の動静は, 定かでない。

おわりに

協調会の農村課長松村勝治郎は, 小作権や小作争議を中心に調査を踏まえての主張を展開し, 新潟県木崎争議や群馬県強戸村の自治について実状を調査し, 小作官や争議関係者や農民組合幹部との意見交流を行い, 調査活動から得たものを提言した。1931年からは, 吉田常務理事の下で農村課長として活動し, 新たな重点項目としての農村更生問題, 満州移民についての調査, 研究に従事した。本稿では協調会の職員は調査の素人であり調査結果の学問的意義は低いとする議論の正否を問うことを1つの主眼点としてきたが, 松村は立派な研究者であったとって過言でなからう。いわゆる理論家型ではないが, それが価値を低めるものではない。

松村の所説を次の3点にまとめることができる。1つは, 「小作人の生活が経済的に恵まれ, その地位が法律的に安定されない限り」争議は「根絶し得ない」との基本的発想を有していたことである。この見地から, 小作法, 小作組合法の必要性を説いた。その際, 「地主本位」であるとして現行民法を明確に批判し, 小作法定を阻害した政治家の責任に言及した。2つは, 「農村問題の核心は農耕地問題であり, 従って又農村人口問題でもある」との見解を提示した。この根本的な問題を看過して満州移民や経済更生運動を展開してはならないと説いた。3つめは, 「端的に謂へば

従来の土地制度に若干の修正を加ふべき時期が到来しつつあるのではあるまいか」との表現にみられる如く、土地制度そのものの検討の時期が到来しているとの現状認識をも持っていた。

協調会論に新たに追加しうる幾つかの論点を提示して、結びとする。

1つは、松村の如く「端的に謂へば従来の土地制度に若干の修正を加ふべき時期が到来しつつあるのではあるまいか」（『社会政策時報』160号、1934年1月、85頁）という主張をする人物を農村課の課長に据えていた協調会とはなんぞやという問題である。また、太田利一、松村勝治郎という歴代の農村課長が小作法、小作組合法の必要性を説いていたが、これは、協調会の性格を規定する作業において看過し得ない出来事である。

2つめは、内務省、農林省という省庁の枠を越えて政策で一致した人々の結合の場の1つが協調会であったのではなかろうかという想定である。内務省社会局長官として労働組合法立案に関与した吉田茂が協調会常務理事の時期に、かつて小作法案立案を推進した農林次官の石黒忠篤が協調会理事となり相携えて経済更生運動や満州移民を推進したことをどのように評価するのかである。これは、石黒農政の評価と関連してくる問題である。また、1920年代の農民運動対策をめぐる省庁の枠を越えて存在した官僚内部の2つの潮流の存在（拙著『近代農民運動と政党政治』御茶の水書房、1999年参照）との関わりも、検討されるべきであろう。

3つめは、農村課と労働課が改組により消滅してしまった1936年は、協調会の転換点の1つなのではなかろうかという問題である。何故消滅したのかの検討は、今後の課題である。

（よこせき・いたる 法政大学大原社会問題研究所研究員）

●緊急出版／孤獨な超大国アメリカの崩壊過程の始まりか
第二次文明戦争としてのアフガン戦争
——戦争を開始した、帝国の終焉の始まり
マラディ・モハンジヨフ著・仲正昌樹訳——四六判・二〇〇頁・二〇〇〇円
九一年の湾岸戦争を「第一次文明戦争」と解釈した著者は、今回のアフガン戦争を「文明戦争」の第二段階と読み解く。

●「ジェンダー・スタディーズ」のハラダイム転換
ヨーロッパ・ジェンダー研究の現在——ドイツ統一後の
仲正昌樹編／ゲアラツ・マイホーラー、姫岡とし子著——四六判・二二〇頁・二〇〇〇円
「表象・身体」「パフォーマンス」といった新たな問題系に英語圏の議論とは異なる視角から光が当てられつつある。

●日中国交正常化三〇年、はじめて明かされる民間経済外交史
転換期の中国・日本と台湾——一九七〇年代中日
李恩 民著——A5判・二七〇頁・六二〇〇円
日中国交正常化交渉を「民間経済外交」を分析視角に解明。流動する日中関係と台湾問題を解説する新しい視座を提供！

●外国人労働者の流入・定住に伴う地域社会の変動
日系ブラジル人の定住化と地域社会
——群馬県太田・大泉地区を事例として
小内透・酒井忠真編著——A5判・三九〇頁・六八〇〇円
日系ブラジル人との「共生の町」での交流と葛藤を分析し、出稼から定住へ新たな局面を迎える外国人労働者問題に迫る。

●アメリカの圧倒的圧力下でのイギリスの抵抗を分析
戦後再建期のイギリス貿易
前田啓一著——A5判・二〇六頁・二九〇〇円
資本主義世界経済のリーダーシップがイギリスからアメリカに最終的に移行する過程を貿易政策の対抗関係を中心に検討。

●社会主義の実現には民主主義の存在が不可欠
民主主義とマルクス主義——共和制国家から
松田賢孝著——A5判・六八〇頁・二〇〇〇円
アメリカ革命、ロシア革命の中で民主主義はどのように運ばれてきたか。ロッキンガムからロールズにいたる思想家の議論を再吟味する。

●社会主義市場経済体制に適合した財政政策を模索
現代中国の政府間財政関係
張忠任 倉根真次 宇野浩二 合著——A5判・二五四頁・五八〇〇円
中国財政のメカニズム・制度・構造・機能などの相互関係を考へ、し政府間財政関係展開の全過程を貫いた論理を解明する。

御茶の水書房 〒113-0033 東京都文京区本郷5-30-20 ▶価格は税別◀
電話03(5684)0751 / <http://homepage1.nifty.com/ochanomizu-shobo/>